

避難情報発令基準

- ① 柳瀬川
- ② 黒目川
- ③ 土砂災害警戒区域
- ④ その他（事前の発令判断基準など）
- ⑤ 避難情報発令における注意点

（令和6年11月改正）

避難対象地区 及び 該当町内会（自主防災会）

① 柳瀬川

避難対象地区	新座一丁目 1, 2, 6, 7, 17 番、新座二丁目、新座三丁目、大和田一丁目 24～28 番、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目 7～11 番、中野一丁目 1, 2 番、中野二丁目 1～9 番
該当町内会 (自主防災会)	新座一丁目、新座二丁目、新座リバーサイド、新座団地、新座住宅、大和田一・二丁目、大和田三・四丁目、大和田五丁目、中野

② 黒目川

避難対象地区	畑中二丁目 2, 3, 7～20 番、畑中三丁目 3～5, 7～9 番、馬場一丁目 8, 9 番、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目 4～8 番、堀ノ内一丁目 4～8 番、堀ノ内二丁目 2～9 番、道場一丁目 1～5, 7, 11～13 番、道場二丁目 1～8, 15, 18～26 番、石神二丁目 3～12 番、石神三丁目、石神四丁目 4～7 番、野寺一丁目、栗原一丁目 1, 2, 7～13 番
該当町内会 (自主防災会)	畑中、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、堀ノ内、道場、石神、野寺、栗原一丁目

③ 土砂災害警戒区域（市内 16 か所）

避難対象地区	中野二丁目、大和田五丁目、栄一丁目、池田一丁目、池田三丁目、堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、片山二丁目、石神四丁目、栗原三丁目、畑中一丁目、馬場一丁目、馬場二丁目
該当町内会 (自主防災会)	中野、大和田五丁目、畑中、馬場一丁目、馬場二丁目、新栄、池田、堀ノ内、片山、石神、栗原三丁目

① 柳瀬川

警戒レベル (区分)	発令基準			水位名
	柳瀬川清柳橋	柳瀬川ふれあい橋	荒川治水橋	
5 (緊急安全確保)		0.00	14.60	氾濫開始相当水位
	○災害の発生（破堤・越水・溢水等） ○前兆現象（堤防の亀裂、侵食、大規模な漏水等） ○その他、市長が必要と認めた場合			
水防団退避基準	20.87	-2.28		
4 (避難指示)	20.87		13.30	氾濫危険水位
		-3.22		危険水位（市設定）
3 (高齢者等避難)	20.53		12.80	避難判断水位
水防団出動	19.65		7.50	氾濫注意水位
水防団待機	19.15		7.00	水防団待機水位

※ 柳瀬川清柳橋及び荒川治水橋の水位基準は、従来の水位計表示方法によりプラス表記。

※ 柳瀬川ふれあい橋の水位基準は、危機管理型水位計の表示方法によりマイナス表記。

② 黒目川

警戒レベル (区分)	発令基準			水位名
	黒目川浜崎	黒目川千代田橋	黒目川栗原橋	
5 (緊急安全確保)		0.00	0.00	氾濫開始相当水位
	○災害の発生(越水等) ○前兆現象(堤防の侵食等) ○その他、市長が必要と認めた場合			
水防団退避基準		-1.00	-1.00	
4 (避難指示)	6.04			氾濫危険水位
	○水位到達後の現地確認で切迫性を認める場合			
		-2.00	-2.00	危険水位(市設定)
3 (高齢者等避難)	○流域雨量指数(注)2時間後予測が警報基準(基準Ⅲ:17.8)に到達する場合			
	○流域雨量指数(注)2時間後予測が警報基準(基準Ⅱ:16.2)に到達する場合			避難判断水位 (水位設定なし)
水防団出動	5.80			氾濫注意水位
水防団待機	5.10			水防団待機水位

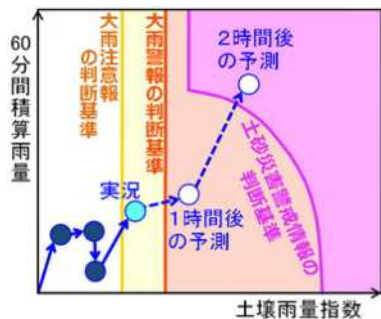
※ 黒目川浜崎の水位基準は、従来の水位計表示方法によりプラス表記。

※ 黒目川千代田橋及び黒目川栗原橋の水位基準は、危機管理型水位計の表示方法によりマイナス表記。

(注)インターネットで「流域雨量指数」と検索し、気象庁ホームページ「流域雨量指数」から「流域雨量指数の予測値」のページへ入り、埼玉県、新座市を選択して閲覧。

③ 土砂災害警戒区域（市内16か所）

警戒レベル（区分）	発令基準
<p>5（緊急安全確保）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生（がけ崩れ） ○土砂災害を対象とした大雨特別警報が発表された場合
<p>4（避難指示）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、<u>埼玉県土砂災害警戒情報システム</u>^(注)の時間雨量及び土壌雨量指数（以下「土壌雨量指数等」という。）が、2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合（危険度分布（土砂災害）で薄紫） ○前兆現象（小石がぼろぼろ落下、地鳴り、斜面の亀裂等） ○その他、市長が必要と認めた場合
<p>3（高齢者等避難）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数等が、実況で大雨警報の基準を超えた場合



※ 本市のいずれかの地域で、左図のとおり、土壌雨量指数等の2時間後予測の状況が土砂災害警戒情報の判断基準を超過する場合、県及び気象台は、本市に対し土砂災害警戒情報を発表することとしている。同発表を受け、本市は、該当地域のほか、土壌雨量指数等の2時間後予測の状況が、土砂災害警戒情報判断基準を超過している地域に対し警戒レベル4を発令し、土壌雨量指数等の実況が、大雨警報判断基準を超過している地域に対し警戒レベル3を発令する。

(注)市町村用ページのみ予測情報を閲覧可。インターネットで専用URLに入り、ID、PWを入力し閲覧

④ その他（事前の発令判断基準など）

◎ 尋常ではない雨量が想定されたとき

気象台の予報雨量が、災害発生するおそれが高いと判断できる場合（24時間雨量が県南部で300mm又は秩父で500mm若しくは48時間雨量が県南部で400mm又は秩父で600mm）は、前日に災害対策本部を事前設置し、当該会議にて発令を決定する。

◎ 雨量のピークが夜間や早朝又は暴風が発生すると想定されたとき

気象台の予報雨量が、災害発生するおそれがあると判断できる場合（24時間雨量が県南部で200mm又は秩父で400mm）であって、その雨量ピークが夜間・早朝となる場合、警戒レベル4を発令する。また、その雨量ピーク前に暴風警報が発表された場合も同様とする。

◎ 上記以外に警戒情報を発令する場合は、警戒レベル3の発令とする。

⑤ 避難情報発令における注意点

- ・ 警戒レベル5は、避難行動を変容する必要がある場合のみ発令し、住民避難は原則、警戒レベル4までに完了するように留意する必要がある。
- ・ 災害が発生しなかった場合の避難情報の解除は、段階的に引き下げるのではなく、原則、一度に完全に解除することが望ましい。